

神戸地方裁判所委員会（第37回）議事概要

1 日時

令和元年7月12日（金）午後3時から午後5時まで

2 場所

神戸地方裁判所第1会議室

3 出席者

（委員）（五十音順，敬称略）

黒田徹，黒野功久，境田司，武谷真名，田中倫暁，田中裕子，永谷和雄，中林志郎，広瀬和勇，福田あずみ，松山秀樹，宮崎英一，森本郁代

（事務局）

飯島健太郎（刑事上席裁判官），小林幹典（事務局長），杉原哲治（民事首席書記官），大國規子（刑事首席書記官），茅野朱実（経理課専門官），黒瀬靖弘（総務課長），立田将隆（総務課課長補佐），大西景子（総務課庶務第一係長）

（プレゼンター）

国分史子（刑事部裁判官），加藤由佳子（裁判員調整官）

4 議事

(1) 委員の交替（退任委員，再任委員及び新任委員の紹介）

退任委員として，平成31年3月1日付け退任の小西和夫委員，3月28日付け退任の芦高源委員，4月10日付け退任の中川善雄委員，令和元年5月12日付け退任の富田一彦委員，5月31日付け退任の丹本陽委員，再任委員として，7月1日付け再任の永谷和雄委員，新任委員として，平成31年3月25日付け就任の田中倫暁委員，4月10日付け就任の福田あずみ委員，令和元年5月13日就任の黒野功久委員，6月1日付け就任の黒田徹委員の紹介があった。

(2) 委員長代理の指名の報告

黒野功久委員が委員長代理に指名された旨の報告があった。

(3) 前回のテーマ（裁判所における防災対策について）に関する報告（経理課専門官）

平成31年度神戸地裁大規模地震等対応訓練等実施予定表をもとに、安否確認訓練、体験型防災訓練、イーバックチェア操作訓練、総合防災訓練、災害備蓄品等について説明があった。今後も、前回委員会において委員から出された意見を参考に、裁判所における防災対策について引き続き検討していく旨の報告があった。

(4) 裁判員制度の広報についての説明

裁判員調整官から裁判員制度の広報について説明した後、刑事部裁判官による裁判員セミナー（出前講義）の実演を行った。

(5) 裁判員制度の広報についての意見交換

（◎は委員長，○は委員の発言，●は裁判所からの説明）

◎ 今年、裁判員制度10周年を迎え、この機会に更なる広報活動を展開したいと考えている。本日は、主に出前講義である裁判員セミナーの活性化について、御意見を頂戴したい。

まず、先ほどの裁判員セミナーの実演を御覧いただいて、裁判員に対する疑問や不安が少しでも軽減されるような内容になっていたか、裁判員になってみたいと思える内容になっていたか御感想をお聞きしたい。

○ 裁判員セミナーは、どのような場所で開催されるのか。また、どのような層を対象にしているのか。

● 先日行われた裁判員セミナーは、商店街の店主の方が会合等で利用される場所があるということで、御担当者からお申込みがあり、60人から70人の店主の方やデパートの方に御参加いただいて、その場でセミナーが開催された。

他にも、地域の自治会から御要望を頂く場合もあるし、学校等から御要望を頂くことも想定している。

- ◎ これからは、商店街、自治会、市民大学等に加えて、高校生等も対象にして、未来の裁判員に向けた裁判員セミナーを実施していきたいと考えている。
- 裁判員セミナーの中で、模擬裁判や模擬評議のビデオクリップを見せて、裁判員経験者の実際の生の声を伝えたほうが、自分と同じ普通の市民が参加しているという実感が得られるとともに、裁判員から意見を引き出すために裁判官が様々な工夫をされていることがよく分かる。

私は、裁判員裁判の研究に10年以上携わっているが、裁判員セミナーができる前に、神戸地方裁判所の裁判官に私のゼミに来ていただき、裁判員裁判の話をしていただいたことがある。学生たちは、裁判官と話をすることで裁判員裁判に非常に興味を持った。教育機関には、積極的にお声掛けをされたらよいと思う。

- 裁判員制度は国民の義務であるが、辞退率64%という数値が改善されていないことから、制度として継続できるのか一国民として不安を感じた。

先ほどの裁判員セミナーの説明は、大変分かりやすく、裁判所が市民に寄り添う姿勢が感じられ、大変素晴らしいと思った。

しかし、働き方改革により有給休暇の取得が義務化され、中小零細企業が人手不足に悩む中で、例えば、平均審理期間6.4日を要すると、どうしても会社に負担がかかる。

当社の場合は、裁判員に選ばれたら義務を果たすという風土が根付いているが、ホテルの調理部門等の場合は、メインの調理スタッフが3日間連続で不在になると、職場が疲弊することが想定される。この部分をどのように解決するのかということも問題意識として共有しながら、広報活動をされたほうがよい。

また、若い方にも親しみやすくするために、日常的に使っているコミュニケーションツールであるSNSやツイッター等を活用し、裁判員セミナーのキャラクターも交えながら、働き方改革についても一緒に考えていく姿勢を

示されたらよいと思う。

新聞には、裁判員同士が結婚されたという記事や、97パーセントから98パーセントの方が裁判員を経験してよかったという印象を持っているという記事が載っていた。このように、裁判員になってよいことがあった、実生活に変化があった、自分自身が成長できた、という生きた声を様々な形で発信するのは大変よいことだと思う。

- ◎ 辞退は、仕事をされている方と70才以上の方が多い。今後、高齢化が進む中で、辞退率がどうなるのか懸念される。仕事関係であれば、企業の方の御協力を得なければならないので、できれば会社等に伺って説明をさせていただきたいが、裁判員セミナーの申込みが少ないのが現状である。

先ほど御覧いただいた内容で、皆様方のお勤め先に伺って説明させていただきたいと申し上げたとき、快諾していただける内容になっているか、それとも、もう少し工夫したほうがよいか。

- 一般市民の目線で審理に関わるというのが裁判員の原点だと思うので、具体的な素材を前提としたストーリー性のある説明を入れたほうがよい。そのストーリーの中に事件の概要、動機、背景事情等を織り込むと、共感が得られて、市民が裁判に参加する意義が伝わると思う。

5月29日の読売新聞に、裁判員制度10周年シンポジウムの記事が掲載された。シンポジウムに参加していただいた裁判員経験者からは、「たった3日間だけだけど人生観が変わった。」、「参加して非常によい経験だった。」との感想が述べられた。また、単なる個人的な経験だけではなく、社会をよくするために社会参加を新たに始めた方がいることにも感心した。このような素晴らしい事例を紹介することで、さらに裁判員制度の意義が伝わると思う。

- 全体的に興味深く楽しく拝見した。クイズもあり、飽きさせない工夫を感じた。裁判員セミナーの肝は、裁判員経験者の声だと思う。文字だけでは説得力に欠けるので、経験者の方に実際に来ていただくのが一番望ましいが、

無理であれば、ビデオを作って経験者の実際の声を紹介すると、説得力が増す。

また、この内容であれば中学生でも十分理解できると思うので、中学校や高校にも積極的に出前講義に行っていたきたい。

県の選挙管理委員会では、選挙の出前授業を行っており、小学校から高校まで、年間200～300件程度のオーダーがある。18歳選挙権なので、高校の出前授業では、主権者教育の一環として、本格的に選挙で使う道具を持ち込み、実際の投票箱を使って生徒会の投票を実施している。

今度は、20歳になったら裁判員ということで、未来の裁判員向けのセミナーを積極的行っていたきたい。

- 裁判員セミナーの中で、簡単な事例を紹介し、これについて皆さんどう思われますかと投げ掛けて、意見交換し、議論を深め、結論を出すということを経験してもらおうと、裁判員に対するハードルが下がる。法律の知識がなくても、分からないところは裁判官が補足してくれて、事実認定は自分たちの感覚や常識で十分できるということが実感できると思う。
- 管理職層に対しても、教育や啓発という観点から、裁判員セミナーを実施してはどうか。辞退される方の中には、おそらく職場に言いづらい方もいらっしゃると思う。これが辞退率を上げる原因であれば、民間の事業者に対して、上司に言いやすい雰囲気を作ってもらおうように働き掛け、裁判員として参加させてほしいという広報活動を行うべきだと思う。
- ◎ 裁判員セミナーは、新任の研修や一定のクラスの方が集まる会議等に合わせて実施させていただいているが、どのような形であれば実施しやすいか。
- 民間では、管理職になったときの研修や人事法務担当者の会合が、裁判員セミナーを実施するタイミングだと思われる。

日本人の一番弱いところは、小さい頃から様々な人と議論するというフィールドを持っていないことである。議論は大事だということからスタート

しないと、裁判員制度を広報するのはなかなか難しい。会社の場合は、リーダーを育てるような場にうまく当てはめていただけるとよい。

- ◎ 審理の期間は事件ごとに異なり、先ほどは4日から5日の事件を御紹介したが、簡単な否認事件だと、証人二、三人と被告人質問で5日程度になる。

審理は不必要に長くならないように、いろいろと検討させていただいているが、裁判員からは、少しゆとりを持ってもらったほうがいいという御意見も頂戴する。評議の場合は、十分に議論できなかった、言いたいことが言えなかったということがないように、少しゆとりを持って日数をとっていることもあり、これが逆に辞退率を上げる要因にもなっている。しかし、審理期間を意識しなければならないのは、御指摘いただいたとおりである。

裁判員セミナーの広報活動としては、当庁のウェブサイトにチラシを掲載したり、実際に裁判員経験者や裁判員候補者として当庁に来られた方にチラシをお配りしたり、新聞等に掲載したりしている。

他にも、団体傍聴を希望された方、公民館、調停委員、保護司等に対しても広報活動を行っているが、最近の裁判員セミナーの実績は、7月の1件と今後3件予定が入っているのみで、少ないのが現状である。

いかに効果的な広報活動をしていくか、どのようなところにアプローチをしたらよいか、チラシをどのようなところに配ったらよいか、御意見をお伺いしたい。

- 例えば、神戸地方裁判所の近くにある学校、会社、事業所等を中心に声を掛けられたらどうか。当社は、近隣の学校に対し、優先的に社内見学等の案内をしており、御案内を出すと喜んで見学にいらっしゃる。
- 今回は、裁判員制度10周年ということで新聞やテレビでも報道されたが、20周年になれば、ほとんど報道されなくなると思う。

定期的な運動には、日付の力がある。9月1日に関東大震災が発生したので9月は防災月間とされているし、神戸には1.17がある。春や秋には全

国交通安全運動がある。そこで、何かしら裁判員制度を意識するようなものがあったとしてもよいと思う。毎年5月を裁判員制度普及月間に、あるいは毎月21日を裁判員制度の日にしても構わない。普及月間等があれば、それに乗じて裁判所から周辺の企業や学校に広報活動を展開することができる。

- 消防や警察には、火災予防運動や交通安全運動等で結構当社を御利用いただいているので、来年5月に決まれば、何でも御協力させていただく。商業施設にチラシを置いたり、ポスターを貼ったりする等、いろいろとできることはあると思う。

◎ 商業施設にも広報活動を展開できると大変心強い。

- 神戸市としても、様々な機会に地元の方とお会いすることがあるので、御要望があればいろいろとおつなぎしたい。

10年前に裁判員制度が始まったときは、仕事をしながら裁判員をするのは負担感があると思ったが、裁判員経験者の9割以上の方が非常によい経験だったとおっしゃっている。しかし、その間を埋めるものがない。

日程の取り方や裁判員経験者の声等を上手に伝えていただき、負担感が少しでも軽減されるのであれば、神戸市からも紹介しやすい。

- 従業員向けのセミナーを実施するときは、従業員のための調停制度の活用の仕方等、日常生活に関わりのあることと抱き合わせにして行っている。従業員にとって何かプラスになるものがあれば、受け入れられやすい。

また、ヒットしたゲームやテレビドラマのキャラクターとコラボレーションすると、あらゆる年齢層で受け入れられると思う。

当社では、毎週このようなセミナーを実施しているので、出前講義にも来ていただきたい。

- ◎ 裁判所における広報活動の工夫すべき点や、こんな広報活動もできるのではないかという御意見があればお伺いしたい。

- 雇用主や上司を対象とするのであれば、月に一度、県下18か所の商工会

議所の専務理事及び事務局長に集まっていただく機会があるので、「裁判員候補者の雇用主・上司の皆様へ」を配布して、PRすることができる。

刈谷商工会議所では、名古屋地方裁判所の裁判官による裁判員セミナーを実施したということなので、我々の立場としても実施すべきだと思った。

◎ 「裁判員候補者の雇用主・上司の皆様へ」は、できるだけお渡しして、もし機会を頂けるのであれば、御説明させていただきたい。

○ 5月に、法社会学会で裁判員経験者の話を聴く機会があった。その中で、裁判員になって大変不安だったけれど、裁判員を経験して、被告人の更生や刑務所の処遇等について関心を持つようになり、裁判員ネットワークに参加して活動を始めたという話を聴いた。ただ、裁判員経験者の方は、経験者同士で思いを打ち明け合うことができても、守秘義務が心配でどこまで話してよいか分からないとおっしゃっていた。

裁判所主催の意見交換会であれば、裁判員経験者の方も安心してお話ができると思う。憲法週間行事等、裁判員経験者の声を聴く機会は、年に何回か企画されたほうがよい。私も是非学生を連れていきたい。

◎ 本日は、委員の皆様から大変貴重な御意見を頂戴した。これからも地道に、できるだけ地域社会の方々とも関わりを深めながら、広報活動を続けていきたい。

(6) 次回のテーマ

労働審判手続について

5 次回期日

令和2年2月3日（月）